中小企業・小規模事業者のみなさまへ



厚生労働省 山口労働局

本事業は、厚生労働省 山口労働局から 株式会社東京リーガルマインドが受託 し実施する事業です。

動き方改革に欠かせないのは「会社を良くする」強い決意ひとつ。

社員の賃金を 見直したいけど、 利用できる助成金は あるのかな? 就業規則の作成 見直しは できていますか?

4月から建設業、自動車運転 業務も、労働時間の規制が 厳しくなっていること 知っていますか? 相談

パートやバイトにも 正社員と 同じ手当が必要?

働き方改革お手伝いします!

社会保険労務士など専門家が サポートします

人材確保や育成、助成金、労務管理など、働き方に関する お悩みをお受けし、課題解決のための改善提案を行います。

ご相談方法

電話・来所・メール

ご相談無料

専門家による企業訪問

事業所を最大6回まで無料で訪問

無料サポート セミナー開催・セミナー講師派遣

働き方改革サポートオフィス山口

(働き方改革推進支援センター)

〒753-0814 山口市吉敷下東3丁目4-7 リアライズⅢ (株)東京リーガルマインド山口支社内

| 平日9:00~17:00(土・日・祝日除く)

x-n yamaguchi-hatarakikata@lec.co.jp

https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/yamaguchi/





働き方改革サポートオフィス山口 (DO 083-902-6732)

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください。 メールでのご相談も承ります。

E-mail: yamaguchi-hatarakikata@lec.co.jp

企業相談 FAX 申込書							
会 社 名							
住 所							
T E L							
従業員数		業	種				
担当者名 (部署·役職含む)							
□ 企業訪問	希望日	第1希望	望 月	日	時~		
		第2希	望 月	日	時~		
│ □ オフィス来所	いただきますようお願い申し上げ ます。	第3希望	望月	日	時~		
	ご相談内	容					
 □ 同一労働・同一賃金 (不合理な待遇差の禁止)			□ 改正育児・介護休業法				
□ 働き方改革関連法全般			□ 年次有給休暇の取得				
□ 時間外労働の上限規制			□ 人材確保に資する技術的な相談				
□ 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備			□ テレワーク導入の際の留意点				
□ 助成金の活用	□ ハラスメント対策						
□ その他 ()			

働き方改革関連法への対応はお済みですか?~**働き方改革サポートオフィス山口がお手伝いします**~

「働き方改革」は、働く人が、個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革で、それに対応した「働き方改革関連法」が 2019 年 4 月 1 日から順次施行されています。

以下の項目について御社の取組状況をご確認いただき、まだ対応ができていないとか、詳しいことが聞いてみたいという場合にはご連絡ください。専門の担当者がご相談に応じます。

「働き方改革関連法」	に関する法改正	(関心のある項目の□にチェックを入れてみましょう)

	, (1, 1, 2, 3, 3, 3, 3, 3,
□ 中小企業の月60時間超残業に対する割増賃金の引き上げ(2023年4月1日施行)	
□ 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止(中小企業 2021 年 4 月 1	日施行)
□ 時間外労働の上限規制の導入(中小企業 2020 年 4 月 1 日施行)	
□ 建設業や自動車運転の業務に対する時間外労働の上限規制の導入(2024年4月1日旅	拖行)
※医師の時間外労働の上限規制の導入(2024年4月1日施行)については、山口県医療勤務環境改善支援セン	ンターを紹介します
□ 年次有給休暇の確実な取得(2019年4月1日施行)	
□「フレックスタイム制」の拡充(2019年4月1日施行)	
□「勤務間インターバル制度」の導入促進(2019年4月1日施行)	